

無担保リフォームローン 快適「わが家」

(2023年10月10日現在)

| | |
|-----------------|---|
| 商品名 | 無担保リフォームローン 快適「わが家」 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域内に居住又は勤務されている方 ・ご本人または同居家族の持家をリフォームされる方(ただし、ご本人がリフォーム対象の居宅に居住されることが条件となります。) ・住宅ローンを3年以上利用され、ご返済の遅れがない方(他行庫で住宅ローンを利用されている方もご利用いただけます。) <p>または、住宅ローンの利用がない方で、土地および建物に担保設定をなされていない方(当金庫が算出した評価額が融資金額以上であることが条件となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入時の年齢が満20歳以上満65歳未満で、最終ご返済時の年齢が満75歳未満の方 ・安定した収入の見込まれる方 ・当金庫の指定する団体信用生命保険に加入できる方 ・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方 |
| お使いみち | <p>住宅に関する次のリフォーム資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築および修繕費用 ・外壁塗り替え、門塀、庭、ガレージ等の費用 ・台所、風呂、トイレ等の改装費用 ・冷暖房、太陽熱温水器等の付設購入費用 ・「ECO優遇サービス」対象の省エネルギー設備費用 <p>*「ECO優遇サービス」は(別表-11)をご参照下さい。 *当金庫でお借入中のローンのお借換えにはご利用いただけません。</p> |
| ご融資金額 | 10万円以上1,000万円以内(1万円単位) |
| ご融資期間 | 1年以上10年以内 |
| ご融資利率 (通常金利) | <p>変動金利です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常金利は、金融情勢等を勘案して当金庫が独自に決定する「住宅ローン標準金利」を基準として決定します。 ・ご融資後の金利は、年2回、4月1日と10月1日現在の「住宅ローン標準金利」を比較して見直しを行います。 <p>新しい金利は、6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。</p> <p>*3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入ご希望の方につきましては、お借入時の年齢が満20歳以上満45歳未満の方は通常金利に年0.15%、お借入時の年齢が満45歳以上満50歳以下の方は通常金利に年0.2%上乗せした金利となります。</p> <p>*他行庫で住宅ローンをご利用の方につきましては、通常金利に年0.3%上乗せした金利となります。</p> <p>さらに、3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入された場合は、お借入時の年齢が満20歳以上満45歳未満の方はご通常金利に年0.45%、お借入時の年齢が満45歳以上満50歳以下の方は通常金利に年0.5%上乗せした金利となります。</p> <p>*金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。 *固定金利への切り替えはできません。</p> |

| | |
|-----------|--|
| ご融資利率の引下げ | <p>以下の条件①、②に当てはまる方は通常金利より金利を引下げいたします。 (①と②の併用も可能です。)</p> <p>条件① 以下のいずれかのお取引を京都信用金庫でされている方は通常金利より0.500%金利を引き下げます。 ・当金庫で給与振込を受けておられる方 ※通帳に「給振」と表示される明細でのお受取実績に限ります。 ・当金庫で住宅ローンのご利用がある方 ※一部金利引下げを適用することができない住宅ローンがあります。</p> <p>条件② 「ECO優遇サービス」をご利用される方は通常金利より0.100%金利を引下げます。 *「ECO優遇サービス」は(別表-11)をご参照下さい。</p> |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・元利均等毎月返済方式(注1) ・ご融資金額の50%の範囲内で、年2回半年毎のボーナス併用のご返済方法もご利用いただけます。 ・金利の見直しの都度、返済額を変更します。(注2) (注1)元利均等返済とは、毎月決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式です。 (注2)変動金利型住宅ローンとは、返済額の見直し方法が異なります。 くわしくは窓口までお問い合わせ下さい。 |
| 団体信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の指定する下記団体信用生命保険のいずれかに加入していただきます。 ①通常の団体信用生命保険(保険料は当金庫で負担します。) ②3大疾病保障特約付団体信用生命保険 <p>*ご加入者に万一のことがあった場合に、保険金により無担保リフォームローン借入金残額がご返済されます。ただし、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合がございます。 *くわしくは「3大疾病保障付住宅ローン」の商品概要説明書および、「重要事項のご説明」等をご覧ください。</p> |
| ご返済日 | 任意の返済日をご指定ください。 |
| 保証人 | <p>法定相続人1名の連帯保証人が必要となります。 ※リフォーム対象の居宅が同居家族の持家の場合は、所有者全員の方に連帯保証人になっていただきます。 なお、保証会社の保証は利用いたしませんので、保証料、事務手数料は不要です。</p> |
| 担保 | 不要です。 |
| 手数料(税込) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一部繰上返済手数料および繰上完済手数料 無料です。 (注)一部繰上返済は1回10万円からお取扱いたします。 2. 条件変更手数料 融資条件を変更される場合、1回につき11,000円が必要となります。 |
| ご返済試算額 | ・店頭でお申し出いただければ、お客様のご返済額を試算いたします。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075-211-2111）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075-231-2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。 |
| <p>その他参考となる 事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金の8割以上については、リフォーム業者等への振込での支払いとさせていただきます。 ・リフォーム工事前後の写真を撮影させていただきます。 ・お申込いただきましたも、審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・「ECO優遇サービス」（別表-11）と併せてご利用いただけます。 <p>※くわしくは、窓口までお問い合わせください。</p> |